

Club Homepage URL <http://rid2510.org/otarusouth/>

●例会場/ニュー三幸 ●例会日/毎週金曜日12時30分 ●事務局/〒047-0032 小樽市稲穂1-3-6 ☎0134-33-3500



●2014-2015年度RIテーマ
LIGHT up ROTARY
 ゲイリーC.K.ホアンRI会長
 ●第2510地区重点目標
 RIテーマ「ロータリーに輝きを」
 を推進しよう

**55年の歴史の蓄積の上に立って
 ロータリーにさらなる輝きを**

●再来週 2月6日金のプログラム

◎「小樽北運河の魅力と潜在力」
 スピーカー: 斎藤 仁 氏
 (浅草橋オールディーズナイト実行委員会委員長・小樽南RC)

●来週新年 1月30日金のプログラム

◎「ロータリーの情報発信力」
 スピーカー: 杉江俊太郎氏
 (RI第2510地区広報委員会委員長・小樽南RC)

●今週 1月23日金のプログラム

◎「干支会員」Part-2 永原会員・濱本会員

27

通巻 第2683号
 2015年1月23日発行

1960年創立
 昭和35年2月5日

●第26回例会報告 1月16日金 「知っておきたい年金のはなし」 及川 淑江様(日本年金機構小樽年金事務所お客様相談室)

■ロータリーソング ■ 「それこそロータリー」

■ゲスト・ビジターの紹介 ■

野口 博 氏 (日本年金機構小樽年金事務所副所長)
 及川 淑江 様 (日本年金機構小樽年金事務所お客様相談室)

■会長報告 ■ 加藤会長

・米山功労者表彰



・14日にFAXにて「小樽南RC55周年例会及び祝賀会のご案内」でしたが、場所: グランドパーク小樽4F× グランドパーク小樽5F〇 5階にご訂正をお願い致します。当日は、横浜中RC・酒田RCからも遠路ご参加される予定ですので多くの当クラブ会員皆様のご出席を重ねてお願い申し上げます。

■幹事報告 ■ 工藤幹事

・例会変更のお知らせ
 余市RC移動例会 2 / 4 (水) 点鐘12:30~
 場所: 北海道立中央水産試験場

■委員会・同好会報告 ■

◎ロータリー友情交換プログラム報告 岡崎会員



他の国の地区やクラブ同志の夫婦がロータリアンがお互い訪問し合い、親睦と友好関係を築いていくプログラムです。この時のもてなしは、後に今度は相手先が訪問してきたときにお返しすることになり、この交換旅行に関する費用は全て個人持ちです。今回台湾RI3490地区より11名のロータリアン(夫婦3組含む)が10日から15日までの4日間みえました。札幌幌南・小樽・深川・長沼の4クラブが1日ずつ受け入れ、小樽RCさんの依頼により私の家が2名の女性を引き受けました。その際頂いたバナーをお見せいたします。



因みに、今度は3月8日に我が地区よりRI3490地区へ訪問団を組み訪問します。ご希望の方はどうぞ!

●例会プログラム

**知っておきたい
 年金のはなし**

日本年金機構小樽年金事務所
 お客様相談室

及川 淑江 様



●例会に先立ち、野口博様(小樽年金事務所副所長)よりのご挨拶をいただきました。



日本の年金制度は、国家・個人・社会でそれぞれ4つの期待された役割を持ってできました。国家レベルでは、治安維持の役割、個人レベルでは、所得補償の役割、遺族年金や障害年金など保険の役割です。社会レベルでは、消費者としての役割です。その制度は、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。毎年高齢化が進む社会ですが、年金をもらい始める65歳以降の平均余命は男性84歳、女性89歳といわれていますので、働けなくなった老後の生活に所得補償として年金はとても大切です。



一般的な老後の生活費にはどのくらい必要かですが、最近の高齢社会白書では、老後の一人当たりの年間支出は約130万と発表されています。65歳から平均余命まで約20年で2600万円近いお金が必要です。別の統計では、夫婦一か月最低28万、余裕ある生活には38万が必要であると発表されています。

日本の高齢者世帯の約6割が年金だけで生活しています。年金以外の所得がある場合も年収に占める割合は年金が7割と高齢者にとって年金はなくてはならない所得であることを証明しています。年金は誰でも、外国にいても受けられます。グローバル化の影響で最近小樽でも外国送金の受付が増えています。ただ、受けるためには公的年金制度に加入し保険料を納める必要があります。また、受ける時期が来た時自らが請求する仕組みになっています。また、60歳から65歳までもらっていた年金は65歳で切り替えの手続きが必要です。請求遅れが原因で時効により受けられない年金があった方もいましたので、請求忘れに気をつけてください。公的年金制度の給付は、国民年金がすべてのベースです。20歳から60歳まで加入が法律で義務付けられ、保険料を納めることで将来・保険料部分と税金分を合わせて年金として受取ります。会社に勤めたことのない自営業や専業主婦の方はこの部分だけです。厚生年金と共済年金加入者は、2階部分があります。会社によっては3階部分の基金などがある場合もあります。

今日は特に皆様から質問の多い「働きながら年金を受けとる仕組み」と「遺族厚生年金」について補足説明をさせていただきます。

働きながら年金は受けられるのか……答えは受けられる方もいれば、受けられない方もいます。年金は、お届けのお給料で調整されます。その調整は65歳を境に計算方法が違います。そして、調整された年金は後から請求しても出ません。年金制度が、支え合う仕組みだからです。こんなに高い保険料を払ってきたのに年金が少ないのはどうしてか……答えは、どんなに高いお給料、ひと月一千万、一億円



もらっても、払う保険料には頭打ちがあり、今の厚生年金保険料の試算の元になる月額最高額は62万円です。

極端な話では、ひと月62万円のお給料の人も、ひと月一千万のお給料の人も同じ年数、厚生年金に加入した場合の年金額は同じです。このように、厚生年金の部分は、生涯の加入期間と報酬との比例で決まり、個人個人で違ってきます。

●遺族厚生年金はどんな仕組みなのか

厚生年金に加入中や厚生年金をもらっている方などが亡くなったときに、その方に生計を維持されていた遺族に遺族厚生年金が出ます。手続きには、一定の保険料納付や請求者の収入など審査があります。一家の大黒柱がお亡くなりになり、その奥様も高収入の場合、収入審査でお手続きできない場合があります。気になる方は年金事務所にお問い合わせください。遺族厚生年金の計算の元は年金の2階部分です。基本は2階部分の4分の3です。基本額に亡くなった方の加入期間や、女性の年齢、加入記録で65歳まで加算があります。女性が老齢基礎年金の受け取りがはじまる65歳で遺族年金額は変わる場合もあります。節目節目で年金額の確認をお願いします。

男女の平均寿命から将来女性が遺族厚生年金と老齢基礎年金をもらうケースが圧倒的に多く、若いころの国民年金の未納や未加入がずっと後になって年金額に影響し、後悔しても取り返しがつかないことも多々あります。年金事務所で働いていると、年金制度は大事なのはわかるけど複雑でわかり惜いとか、将来年金が本当にもらえるの？とよく言われます。私たちは、知らない損する年金制度について、いろいろところで年金セミナーを開きながら、制度の啓蒙に取り組んでいますが、なかなか理解してもらえないのが実情です。今日の出会いは何かのご縁とさせていただき、年金制度の大切さを会社や街で発信していただければ助かります。また、会社で年金セミナーを開く時はお声かけください。いつでも出張します。どうぞよろしくお願い申し上げます。



■出席委員会

・平成27年1月16日

会員総数 76名 本日の欠席者 18名
浅村、石上、大橋、小笠原、大谷、大淵、角野、斎田、佐藤(公)、佐藤(友)、佐藤(喜)、鈴木、高木(成)、坪井、富永、前川、野村、湊

・平成27年1月9日

会員総数	74名	出席摘要免除者	16名
病欠者数	0名	出席計算員数	0名
ホーム欠席者数	12名	メーカーキャップ	1名
純欠席者数	11名	確定出席率	84.72%